岩手県告示第142号

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、平成31年度前期技能検定試験を次のとおり行う。 平成31年3月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 技能検定試験の実施職種

- (1) 1級及び2級 造園、鋳造(鋳鉄鋳物鋳造に係るものに限る。)、金属熱処理(一般熱処理に係るものに限る。)、機械加工(普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。)、放電加工、鉄工(構造物鉄工に係るものに限る。)、建築板金、仕上げ(金型仕上げ及び機械組立仕上げに係るものに限る。)、ダイカスト(コールドチャンバダイカストに係るものに限る。)、電子機器組立て、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。)、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作(家具手加工に係るものに限る。)、建具製作(木製建具手加工に係るものに限る。)、プラスチック成形(射出成形に係るものに限る。)、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及び化粧フィルム工事に係るものに限る。)、熱絶縁施工(保温保冷工事に係るものに限る。)、サッシ施工、表装、塗装(建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。)及びフラワー装飾
- (2) 3級 造園、機械加工(普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤及び平面研削盤に係るものに限る。)、めっき、機械検査 電子機器組立て及びフラワー装飾
- (3) 単一等級 路面標示施工
- 2 技能検定試験の日時及び場所

区 分	日 時	場所
実技試験	(1) 平成31年7月14日(日)に学科試験を実施する職種	別に通知する。
	平成31年6月7日(金)から同年8月11日(日)までの間において別に通知する日時	
	(2) (1)の試験日以外に学科試験を実施する職種	
	平成31年6月7日(金)から同年9月10日(火)までの間において別に通知する日時	
学科試験	平成31年7月14日(日)、同年8月25日(日)、同年9月1日(日)又は同月8日(日)のうち別に	
	通知する日時	

- 3 受検手続 受検申請書を平成31年4月3日(水)から同月16日(火)までに岩手県職業能力開発協会に提出してください。
- 4 その他 詳細については、岩手県商工労働観光部雇用対策・労働室又は岩手県職業能力開発協会(紫波郡矢巾町大字南矢幅第 10地割3番地1 岩手県立産業技術短期大学校内)に問い合わせてください。